

中国税務速報

2022年10月18日

1. 【国家税務総局 財政部による公告 2022年第17号】 製造業における中小零細企業に対する一部税金の納付猶予の継続実施に関する公告

国家税務総局と財政部は中小零細製造業の発展をより一層支援するため、中小零細製造業企業に対し一部税金の納付猶予を継続実施する公告が発表されました。主要な内容は以下の通りです。

1. 2022年9月1日から、「国家税務総局 財政部 製造業における中小零細企業に対する一部税金の納付猶予の継続実施に関する公告」（2022年第2号）に基づき、既に税目の50%及び100%の猶予政策を受けている製造業の中型企業及び零細企業に対しては、納付猶予期限満了後4ヶ月間、納付猶予を延長する。

2. 納付猶予の対象となる税金には、2021年11月及び12月、2022年2月、3月、4月、5月及び6月（月払い）又は2021年度第4四半期、2022年度第1四半期及び第2四半期（四半期払い）における企業所得税、個人所得税、国内増値税、国内増値税及び相応の都市維持建設税、教育費付加及び地方教育費付加を含み、源泉徴収分及び企業の申請により税務当局が代行発行する発票により支払われる税金または手数料は除かれる。

3. 上記企業は2022年9月1日以降、本公告の前に2021年11月と2022年2月に納付猶予される税金と費用を支払った場合には、自主的に税金と費用の還付申請をすることにより、猶予政策を継続して享受することができる。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5181400/content.html>

2. 【財政部 国家税務総局 科技部による公告 2022年第28号】 ハイテク企業支援のための税引前控除の拡大に関する公告

ハイテク企業の革新的発展を支援し、企業の設備更新と技術向上を促進するため、企業所得税の税引前控除政策について、以下の通り公告が発表されました。

1. 2022年10月1日から2022年12月31日までにハイテク企業が新規購入した設備・器具は、当年度の課税所得の計算上、全額損金に算入することができる。2022年第4四半期までにハイテク企業資格を有している企業はすべてこの政策を適用することができる。企業は当該政策を適用し、当年度に控除不足がある場合は関連規定に従い将来の年度に繰り越すことができる。

2. 現在、研究開発費用75%加算控除政策を適用している企業については、2022年10月1日から2022年12月31日までの期間、税引前加算控除割合を100%に引き上げる。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n362/c5181748/content.html>

3. 【財政部 国家税務総局による公告 2022年第31号】 銀行系金融機関、金融資産運用会社の不良債権の債務相殺消去に関する税制の公告

銀行系金融機関や金融資産管理会社の不良債権処理を支援し、金融リスクを効果的に防止するため、関連する税制政策が以下の通り発表されました。

1. 銀行系金融機関および金融資産管理会社の一般増値税納税者は、代物弁済により取得した不動産を処分する際、処分により取得した不動産価額と不動産価額以外の費用から当該不動産取得時の価額を控除し、9%の税率を適用して増値税を計算することが可能となる。上記規定に従い、差押不動産の全部価額及び費用から取得時の価額を控除する場合、人民法院および仲裁機関が発行した有効な公的文書が必要となる。

発票の発行について、上記のような売却計算方法を選択した銀行系金融機関または金融資産管理会社は、差押不動産を処分する場合において差押不動産の取得時の価額で専用発票を発行することはできない。

2. 銀行系金融機関および金融資産管理会社が代物弁済による資産の受入・処分に係る契約書、名義変更書類および営業帳簿の印紙税を免除し、契約または名義書換の相手方当事者が納付すべきである印紙税は徴収する。

3. 銀行系金融機関及び金融資産管理会社は差押資産の受領について、契税を免除とする。

4. 各地方は、「中華人民共和国不動産税暫定条例」、「中華人民共和国都市土地使用税暫行条例」の授權および実際状況に従い、銀行系金融機関および金融資産管理会社が保有する差押不動産に対する不動産税と都市土地使用税を減免することができる。

5. 本公告において、差押不動産および資産とは、人民法院の判決または仲裁機関の仲裁が下された代物弁済とする不動産および資産を言う。そのうち金融資産管理会社の差押不動産及び資産は、銀行系金融機関の不良債権を引き受ける際に取得した差押不動産および資産に限られる。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5181855/content.html>